

秩父別町奨学資金貸与制度の手引き

1. 奨学資金貸与制度の概要	2
(1) 貸与制度について	
(2) 貸与資格	
(3) 奨学資金の額	
(4) 貸与期間	
(5) 貸与方法	
(6) 利子	
(7) 貸与金の返還	
(8) 返還の猶予	
2. 奨学資金 貸与希望者の申請手続きについて	3
(1) 申請期間	
(2) 申請から決定の流れ	
3. 在学中の継続手続について	4
(1) 現況報告に関する書類の提出	
(2) その他の届出について	
4. 奨学資金の廃止、休止又は減額について	4
5. 奨学資金の返還について	5
(1) 返還の時期	
(2) 返還の方法	
(3) 返還の遅延	
(4) 奨学生、保護者及び連帯保証人に関する各種変更届	
6. 奨学資金の返還猶予について	6
(1) 返還猶予の対象	
(2) 提出時期・提出書類	
7. 奨学資金の返還免除について	6
(1) 返還免除の対象	
(2) 町内居住による返還免除	
(3) 提出書類	
8. 提出書類記入の注意点	8
9. 提出先及び問合せ先	8

1. 奨学資金貸与制度の概要

(1) 貸与制度について

この制度は、経済的な理由により就学することが困難な方に対して、就学する上で必要な奨学資金を貸与することにより、ひとしく教育を受ける機会を提供し、優れた人材を育成することを目的としています。

また、この奨学資金については、貸与の終了した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後から月賦又は年賦で返還していただくこととなりますが、奨学生が目的の学校を卒業後、10年間（※令和7年9月30日までに奨学生になった者は5年間）秩父別町内に居住する意思を持っている者が、秩父別町に居住した場合には、その居住した期間分の返還額を申請により免除することができます。

→7ページ「7. 奨学資金の返還免除について」

(2) 貸与資格

貸与を受ける者（奨学生）の要件は、保護者が秩父別町内に住居を有し、次の事項を満たしている必要があります。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める、大学、専修学校（修学年限2年以上の専門課程に限る。）、高等専門学校又は高等学校に在学又は就学することが確実である者
- ② 身体健康、学業優秀、性行善良である者
- ③ 学資の支弁が困難な者

(3) 奨学資金の額

高等学校に在学又は就学する者	月額 20,000 円以内
短期大学、高等専門学校並びに専修学校に在学又は就学する者	月額 30,000 円以内
大学に在学又は就学する者	月額 50,000 円以内

(4) 貸与期間

貸与期間は、貸与が決定された月から奨学生が在学する学校の正規の卒業・修業期間が満了する日までとなります。したがって、留年期間分は含みません。

- (例) 高校1年から貸与を受けた場合・・・貸与期間3年（※正規の卒業期間3年の場合）
高校2年から貸与を受けた場合・・・貸与期間2年（※正規の卒業期間3年の場合）
大学1年から貸与を受けた場合・・・貸与期間4年（※正規の卒業期間4年の場合）
大学3年から貸与を受けた場合・・・貸与期間2年（※正規の卒業期間4年の場合）

(5) 貸与方法

貸与方法は、毎月、奨学生が指定する口座へ振込みます。ただし、特別な事情があるとき及び事務処理等の都合により、2ヶ月以上を併せて貸与することがあります。

(6) 利子

無利子です。

(7) 貸与金の返還

奨学資金の返還金は、後輩の奨学資金へと引き継がれていく大切な資金です。そのため、返還の意義を理解して頂き、後輩のためにも必ず返還して頂く必要があります。

貸与の終了した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後20年以内(※令和7年9月30日までに奨学生になった者は10年以内)に月賦又は年賦で返還しなければなりません。

→5 ページ「5. 奨学資金の返還について」を参照

(ただし、学校を卒業後に秩父別町に居住すれば免除になる場合があります。)

→7 ページ「7. 奨学資金の返還免除について」

(8) 返還の猶予

奨学資金を返還する際に、疾病その他の事由のために奨学資金の返還が著しく困難となる場合は、申請により返還を猶予することができます。

→6 ページ「7. 奨学資金の返還猶予について」を参照

2. 奨学資金 貸与希望者の申請手続きについて

(1) 申請期間

4月分から貸与を受けたい場合(ただし、支給開始は5月)は、3月1日から3月31日までの間に奨学資金の貸与申請をしてください。それ以外は、随時受付いたします。

(2) 申請から決定の流れ

① 奨学資金の貸与申請

申請に必要な書類は、教育委員会(秩父別町ファミリースポーツセンター)で配布しているほか、本町公式ホームページからダウンロードできます。

申請書等に必要事項を記入し、添付書類と併せて提出してください。

【提出書類】

- ☐ 奨学資金貸与申請書(様式第1号)
- ☐ 学校長の推薦書(様式第2号)
- ☐ 学業成績証明書
- ☐ 合格通知書の写し又は在学証明書
- ☐ 住民票・戸籍簿状況調査同意書(様式B)

※申請内容の確認のため、その他の書類の提出を求めることがあります。

② 貸与の審査と可否の決定

提出された申請書類を基に奨学資金運営委員会において審査したのち、貸与の可否を教育委員会が決定します。その後、審査結果に関する通知書を申請者に通知します。

③貸与決定後の提出書類

奨学資金の貸与が決定した場合、教育委員会が指定する日までに次の書類を教育委員会に提出してください。

【提出書類】

- ☐誓約書（様式第5号）
- ☐口座振込依頼書（様式A）
- ☐連帯保証人の住民票及び前年度所得証明書

3. 在学中の継続手続について

（1）現況報告に関する書類の提出

奨学資金の貸与を継続して受ける場合は、毎年4月時点の奨学生の状況を証明する次の書類を4月末日までに教育委員会に提出してください。

【提出書類】

- ☐奨学生の在学証明書

※状況確認のため、その他の書類の提出を求めることがあります。

（2）その他の届出について

次の事由が生じた場合には、すみやかに教育委員会へ連絡したうえで、10日以内に「各必要書類を提出してください。

本人が届け出ることができないときは、保護者が届け出てください。すでに借り受けている奨学資金について返還が生じる場合があります。

【提出書類】（奨学資金関係異動届（様式第12号））

- ☐保護者が秩父別町内に住居を有しなくなったとき
- ☐奨学生の氏名、住所等の状況が変わったとき
- ☐入学を予定する学校へ入学しなかったとき
- ☐休学、復学したとき
- ☐留年したとき
- ☐転校・退学したとき
- ☐奨学資金を辞退したいとき

※異動事由を証する書類を提出してください。

※必要に応じて追加で書類を提出していただくことがあります。

4. 奨学資金の廃止、休止又は減額について

次の事由に該当する場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月分から奨学資金の貸与を廃止、休止又は減額します。また、すでに貸与している奨学資金について返還が生じる場合があります。

- (1) 奨学資金の貸与を辞退するとき。【廃止】
- (2) 傷い疾病などのため学業を続ける見込みがなくなったとき。【廃止】
- (3) 学業成績又は性行が著しく不良になったとき。【廃止、休止等】
- (4) 休学したとき。【休止】
- (5) 保護者が秩父別町内に住居を有しなくなったとき。【廃止】

5. 奨学資金の返還について

(1) 返還の時期

奨学生が、次の事由のひとつに該当したときは、すみやかに必要書類を教育委員会に提出するとともに、貸与の終了した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後**20年以内**（※令和7年9月30日までに奨学生になった者は10年以内）に月賦又は年賦で返還していただきます。

- ① 奨学生が目的の学校を卒業、若しくは修業し、又は貸与期間が満了したとき
- ② 中途退学したとき
- ③ 奨学資金の貸与を廃止されたとき

【提出書類】

☐ 奨学資金借用証書（様式第7号）

※借用金額に応じた収入印紙を貼ってください。

※実印で押印してください。

☐ 印鑑証明書（奨学生本人、保護者、連帯保証人）

☐ 住民票・戸籍簿状況調査同意書（様式B）※町内在住の場合

☐ 連帯保証人の住民票及び前年度所得証明書

☐ 奨学生及び保護者の住民票 ※町外在住の場合

奨学資金借用証書（様式第7号）にある連帯保証人は、次に掲げる資格を有する者でなければなりません。

- ・ 独立の生計を営む者であること。
- ・ 債務を弁済し得る資力があると認められる者であること。
- ・ 本町の住民で満20歳以上の者又は他市町村在住の満20歳以上の者。

(2) 返還の方法

月賦又は年賦により支払っていただきます。なお、繰り上げ償還をする場合は教育委員会に申し出てください。

(3) 返還の遅延

正当な理由がなく、定められた納付期日までに返還されない場合は、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じて、年10.95%の延滞利息を徴収することがあります。

(4) 奨学生、保護者及び連帯保証人に関する各種変更届

奨学資金の返還にあたり、奨学生、保護者及び連帯保証人の住所・氏名・連絡先等に変更が生じた場合や連帯保証人が変更になる場合は、すみやかに次の書類を教育委員会に提出してください。必要に応じて追加で書類を提出していただくことがあります。

【提出書類】奨学資金関係異動届（様式第12号）の他、次の書類を提出してください。
（住所・氏名・連絡先等に変更が生じた場合）

☐ 奨学生、保護者及び連帯保証人の住民票 ※町外住所の場合

（連帯保証人が変更になる場合は以下の書類も提出ください。）

☐ 奨学資金借用証書（様式第7号）

※借用金額に応じた収入印紙を貼ってください。

※実印で押印してください。

☐ 印鑑証明書（奨学生本人、保護者、連帯保証人）

☐ 連帯保証人の住民票及び前年度所得証明書

6. 奨学資金の返還猶予について

（1）返還猶予の対象

奨学生が、疾病その他の事由のために奨学資金の返還が著しく困難となる場合は、返還猶予の対象となりますので、（2）に記載の書類を教育委員会に提出してください。

（疾病その他の事由の例）

① 疾病等による療養のため入院し、著しく返還が困難と認められるとき。

② 在学する学校を卒業後に更に上級の学校等に進学したとき。

③ 卒業後に更に上級の学校等に進学するために予備校等で学習するとき

④ 留年等により正規の修業期間を超えたとき

※その他、期間を限った事由で就労できないと判断されたときに猶予される場合があります。

（2）提出時期

☐ 奨学資金返還猶予申請書（様式第8号）

☐ 異動事由を証する書類

※必要に応じて追加で書類を提出していただくことがあります。

7. 奨学資金の返還免除について

（1）返還免除の対象

次の事由に該当する場合は、奨学資金の全額又は一部の返還が免除となりますので、すみやかに教育委員会へ連絡したうえで、教育委員会に申請してください。

(※本人が申請できない場合は、保護者又は連帯保証人が申請してください。)

- ① 奨学生であったものが死亡したとき。
- ② 精神又は身体の機能に高度の障害をのこして労働力を喪失したとき。
- ③ 奨学生が目的の学校を卒業後、10年間(※令和7年9月30日までに奨学生になった者は5年間)秩父別町内に居住するとき。【次の(2)町内居住による返還免除のとおり】

(2) 町内居住による返還免除

上記の返還免除要件の「③ 奨学生が目的の学校を卒業後、10年間(※令和7年9月30日までに奨学生になった者は5年間)秩父別町内に居住するとき。」とは、奨学生であった者が、10年間秩父別町内に居住する意思を持って、秩父別町に居住した場合、返還金の半額を免除する申請をすることができます。

また、秩父別町内に居住し町内に就労した場合は、勤務先の証明を添えて返還金の全額を免除する申請をすることができます。

(町内居住による返還免除を行う場合)

未返還分の奨学資金の返還期間を10年間(※令和7年9月30日までに奨学生になった者は5年間)に短縮し、免除を行います。この場合、残期間と残額を明確にし、本人に通知いたします。

町内居住による免除を受けている者は、毎年4月末までに免除要件を確認する書類の提出が必要となります。

(3) 提出書類

- ① 奨学生であったものが死亡したとき。
- ② 精神又は身体の機能に高度の障害をのこして労働力を喪失したとき。

【提出書類】

☐奨学資金返還免除申請書(様式第9号)

☐免除要件に該当することを証明できる書類

③ 奨学生が目的の学校を卒業後、10年間(※令和7年9月30日までに奨学生になった者は5年間)秩父別町内に居住するとき。

【提出書類】

☐奨学資金返還免除申請書(様式第9号)

☐勤務先の証明(町内に就労した場合)

☐住民票・戸籍簿・町税・使用料等納入状況調査同意書(様式C)

※町内に就労の場合、初年度以降については、勤務先の証明を毎年4月末までに提出してください。

※状況確認のため、その他の書類の提出を求めることがあります。

【返還免除者が、免除条件を満たさなくなった場合】

- ・ 事由発生後、すみやかに教育委員会へ連絡してください。
- ・ 奨学資金関係異動届（様式第12号）を提出してください。
- ・ なお、条件を満たさなくなった月は免除の対象とします。

8. 提出書類記入の注意点

- ・ 提出書類にはボールペンを使用してください。鉛筆、消せるボールペンの使用は不可です。
- ・ 書類を訂正する際には、修正液・修正テープを使用せず、二重線を引いて周辺の余白に正しい文言を記載してください。
- ・ 申請内容の確認のため、その他の書類の提出を求めることがあります。

9. 提出先及び問合せ先

〒078-2100

北海道雨竜郡秩父別町1264番地

秩父別町教育委員会（秩父別町ファミリースポーツセンター内）

総務・学校教育係 奨学資金担当

（電話）0164-33-2555

（FAX）0164-33-3549

（e-mail）kyouiku3@town.chippubetsu.lg.jp

（ホームページ）

<https://www.town.chippubetsu.hokkaido.jp/category/detail.html?category=parenting&content=595>